

**令和 8 年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業
検診施設アプリベンダ
公募要領**

令和 8 年 5 月 18 日
株式会社三菱総合研究所

株式会社三菱総合研究所（以下「検証受託者」という。）は、厚生労働省「自治体検診 DX の推進に関する調査研究等一式」の一環として、以下のとおり、「令和 8 年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業」（以下「本事業」という。）に参加する事業者を公募する。

第 1 事業の趣旨

医療 DX の推進に関する工程表（令和 5 年 6 月 2 日医療 DX 推進本部決定）では、自治体・検診施設等との連携について、「自治体検診情報、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携させる仕組みを構築することにより、医療機関・薬局等と自治体間で必要な情報を共有可能にする」と記載されている。

また、医療情報の二次利用の環境整備について、「保健医療データの二次利用により、創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興に資することが可能となり、結果として、国民の健康寿命の延伸に貢献する」と記載されている。

こうした中、自治体検診情報の一次利用と二次利用について、仕組みの構築や環境の整備に関する取組が進められている。

本事業では、PMH¹（自治体検診）を活用し、自治体が実施する自治体検診事務に関して、検診情報のデータ連携方策等の実証を行い、その結果をとりまとめる。

第 2 事業の概要

1 自治体検診 DX の概要

(1) 自治体検診 DX の概要（将来像）

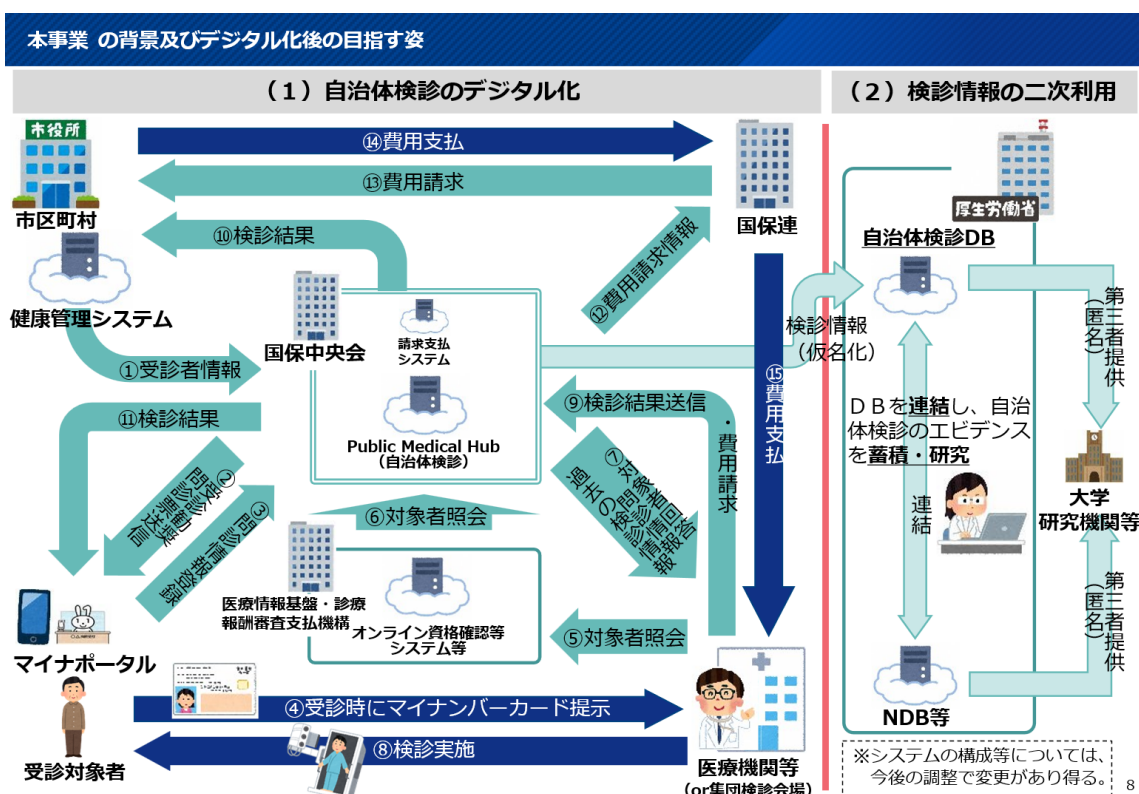
自治体検診 DX では、令和 11 年度から PMH を活用した本格実施を予定しており、「自治体検診 DX の概要（将来像）」（図表 1）を念頭に、準備を進めている。

具体的には、オンライン資格確認の基盤を活用し、検診施設・検診会場・医療機関（以下、検診施設等）がマイナンバーカードを用いて対象者

¹ デジタル庁 「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）
<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

を確認後、デジタル化された受診券・問診票を基に検診を実施する。これにより、自治体における受診券・問診票の印刷、発送の事務負担を軽減するとともに、併せて、費用請求事務を効率化する。

また、自治体の自治体検診結果等の自治体検診に係る情報を匿名（仮名）化した情報データベース（以下「自治体検診 DB」という。）を整備し、クラウド上の情報連携基盤を活用して、自治体検診 DB と NDB 等との連結解析を可能とする。



図表 1 自治体検診 DX の概要（将来像）

第 59 回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 資料を基に検診受託者が加筆したもの

(2) 令和 8 年度の先行実証事業の範囲

(1) で示した将来像のうち、令和 8 年度の先行実証事業では、以下の図表 2 に示すとおり、PMH と自治体、検診施設等、受診対象者間の連携を対象範囲とする。検診施設等と PMH との情報連携においては、検診施設向けアプリケーション（検証受託者から検診施設等に貸与されるタブレット

等で稼働するアプリケーションで、検診施設等から PMH に接続し、受診対象者の照会、対象者情報の照会、検診結果の登録等に使用するアプリケーションを指す。以下、「検診施設アプリ」という。)を基本とする。

ただし、検診施設アプリの整備については、検診施設等において既に利用されている自治体検診に係るシステム等と PMH との円滑な情報連携を見据え、既に利用されている当該システムに、検診施設アプリとして備えるべき機能を整備、または他事業者の検診施設アプリとの API 等による情報連携機能を整備し、その技術仕様、当該仕様に対する評価や課題等を整理するものとする。

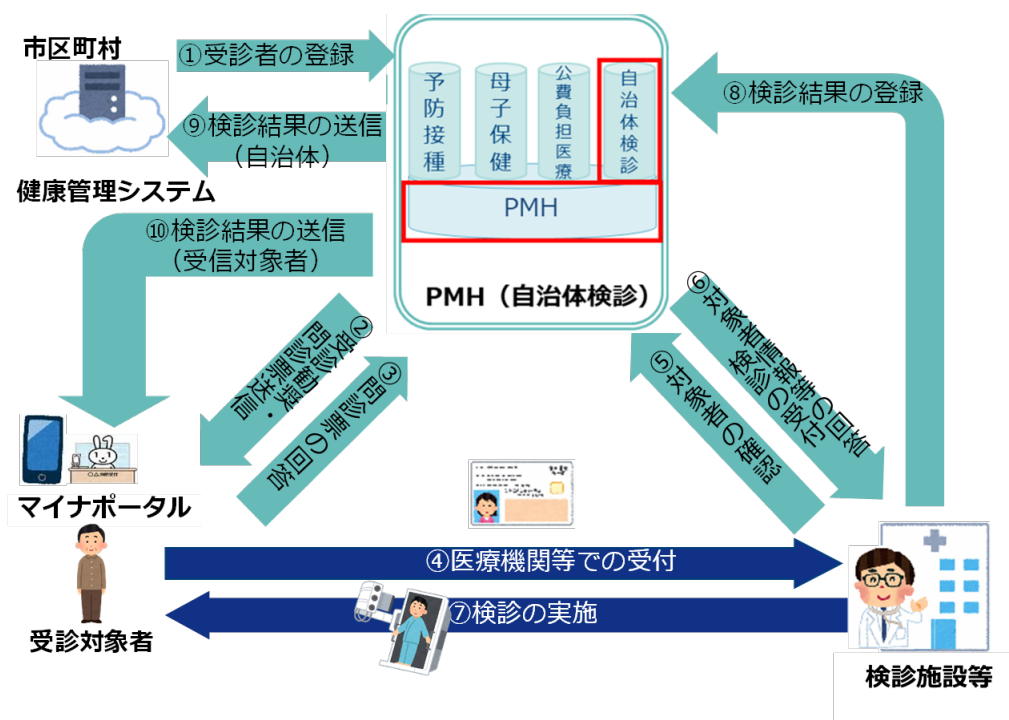
なお、令和7年度に8自治体で実証を実施済であるが、令和8年度の実証においては、令和7年度の実証における課題や検討事項（自治体、住民及び検診を実施する検診施設等の負担やシステムの問題等）に対応した上で、実証を行うこととしている。

また、法制度上求められる自治体検診に係る業務（国保連合会等への事務委託を含む）や、実施状況等の情報連携を見据え、関係主体間の役割分担や運用方法の整理・検証を行う。

なお、本事業では段階的な制度対応及びシステム整備の一環として、対象業務の拡張や運用の見直しを行うため、従前の業務フローとは異なる対応が発生する可能性がある。

	業務	概要
①	受診者の登録	市区町村は、健康管理システム等を利用し住民情報及び自治体検診に係る必要な情報※を登録する。 ※（仮）検診対象者番号、検診管理番号
②	受診勧奨・問診票送信	市区町村は、自治体検診の受診対象者へ受診勧奨を行う。 ※ 市区町村は、職域等がん検診に関する情報を把握するために、がん検診の受診対象者に対して、受診勧奨時に職域等がん検診の受診に関する事前アンケートを送付する。受診対象者は事前アンケートに回答する。
③	問診票の回答	自治体検診の受診を申し込んだ者は、デジタル問診票に回答する。 ※ 自治体検診の受診に関する予約は、本事業の対象外とする。
④	検診施設等での検診受付	自治体検診の受診を申し込んだ者が、検診施設等に対し、受診時にマイナンバーカードを提示する。

⑤	対象者情報の確認	検診施設等から PMH に対して受診対象者を確認する。
⑥	受診対象者の回答、問診票回答情報の送信	PMH から検診施設等に受診対象者情報・問診票回答を送信し、検診の受付を行う。
⑦	検診実施	検診施設等において検診を実施する。
⑧	検診結果の送信	検診施設等にて作成された検診結果を登録する。検診施設等は、登録の際、不正な情報が記入されていないことを確認する。登録された検診結果の検索・照会を行い、必要に応じて修正する。
⑨	検診結果の連携 (自治体)	検診施設等が登録した検診結果を受診対象者が居住する自治体に連携する。
⑩	検診結果の閲覧 (住民)	登録された検診結果をマイナポータルで閲覧する。



図表 2 先行実証事業 業務の範囲

2 公募の概要

(1) 対象事業者

第 4 事業スケジュールに定める期日までに、検診施設アプリを提供できる事業者

(2) 対象事務

健康増進法 19 条の 2 に基づき、自治体が健康増進事業として実施する検診のうち、以下の検診を対象とする。

歯周病検診	
骨粗鬆症検診	
肝炎ウイルス検診	
がん検診	胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診

検診施設アプリにおいては以下の①と②のいずれか、または両方に対応している必要がある。

- ① 「歯周病検診」
- ② 「がん検診（胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）」
- ③ 「骨粗鬆症検診」「肝炎ウイルス検診」

なお、②とした場合、今年度以降、必要に応じて③にも対応できるようにすること。③の対応を今年度実施する場合は、検証受託者から改めて説明する。

(3) 調査・検証の内容

検証受託者と緊密に連携しつつ、自治体や検診施設等が PMH を用いて、「第 2 の 1 の (2) 令和 8 年度の先行実証事業の範囲」に関する業務を円滑に実施できるようにするとともに、令和 7 年度の実証における課題や検討事項（自治体、住民及び検診を実施する検診施設等の負担やシステムの問題等）に対応し、全国展開に向けた課題の整理等を行うという観点から、以下の調査・検証を行う。

- ・ 検診施設等が PMH と情報連携するためのシステム環境を整備する
- ・ 検診施設等が検診施設アプリを利用するための端末の手配や円滑な利用ができるようにするための支援を行う
- ・ 検診施設等で利用されている自治体検診に係るシステム等と PMH との円滑な情報連携のため、自治体検診に係るシステム及び他事業者の検診施設アプリそれぞれについて、API 等による情報連携方法の検討ならびに整備を行う
- ・ 上記の環境整備をふまえた全国展開に向けた課題を抽出する
- ・ 検診施設等の利用者ニーズを把握する

- ・ 全国展開に向けた効果的・効率的な仕組みの検討に参加する 等

(4) 公募要件

以下の要件をすべて満たすこと。

(基本的事項)

- ・ 「医療DXの推進に関する工程表」、「自治体検診DXの推進に関する調査研究等一式 仕様書」等の内容について十分理解した上で、検証受託者等と緊密に連携し、本事業に協力すること。
- ・ 本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続参加が原則となることを理解していること。ただし、いずれの自治体で利用されるかについては実証の目的に応じて見直す場合があることに同意すること。
- ・ 別途実施された「令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業」参加団体募集の内容を理解していること。

(事業者に関すること)

- ・ 令和7年度実証採択団体[※]の検診施設等で利用されている自治体検診に係るシステムを取扱っており、当該自治体で自治体検診を実施している検診施設において高いシェアを有している事業者であること。
([※]北海道ニセコ町、宮城県仙台市、茨城県つくばみらい市、埼玉県川口市、東京都千代田区、神奈川県横浜市、神奈川県鎌倉市、長野県松本市、長野県塩尻市、大阪府吹田市、兵庫県神戸市、宮崎県都城市)
- ・ 当該システムについて、全国的な導入実績及び高いシェアを有し、多数の自治体における自治体検診運用に関する知見を有すること。また、令和7年度実証採択団体以外の自治体への全国展開を見据え、技術仕様等の掲示に加え、必要となる機能及び有効な運用を提案できること。
- ・ 当該システムを利用した検診施設アプリの整備について、令和7年度実証採択団体に所在する医師会の協力が得られること。

(対象事務・機能に関すること)

- ・ 検証受託者が指定する期日までに、「検診施設アプリベンダ向けシステム概要」[※]（以下、システム概要という。）に示された機能を有するアプリの提供及び環境整備が可能であること

[※]第3 1 (1)①にて請求する資料

- ・ 「第4 事業スケジュール」に従って、対象事務に対する機能が提供できること。
- ・ システム概要に示された機能に加え、令和7年度実証採択団体での検診フローを踏まえた必要な機能を提案できること。
- ・ 検診施設等で既に利用されている自治体検診に係るシステム等とPMHとの円滑な情報連携を見据え、事業者が取り扱う自治体検診に係るシステム及び他事業者の検診施設アプリの両方について、API等による情報連携方法に関する検討・協議・提案に参画できること。

(環境整備に関すること)

- ・ 検診施設等が検診施設アプリを利用するうえで必要な端末、ネットワーク環境を用意すること。なお、用意する端末や回線数については、検証受託者の指示に従うこと。
- ・ 環境整備にあたっては自治体や選定した検診施設ごとにネットワーク環境その他の条件が異なる場合があることを理解したうえで適切な環境を整備すること。

(自治体での利用に関すること)

- ・ 検診施設アプリを導入する自治体は、各自治体の実証ポイントや、「(事業者に関すること)」にて申告された内容を踏まえて、検証受託者が指定する。

(契約等に関すること)

- ・ 本公募要項で示す実施内容について、検診施設アプリを提供する事業者と検証受託者との間で契約を締結する。
- ・ 検証受託者が実証ポイントに応じて追加対応を依頼する場合があり、その際は改めて仕様の確認・見積提出を行った上で契約変更を行う可能性がある。

契約期間	6月～令和9年3月予定
契約内容	システム概要に示す機能が供えられたアプリを提供し、環境整備を実施する過程及び実証実施時に生じた課題等を取りまとめること
納入成果物	環境整備を実施する過程及び実証実施時の課題等を取りまとめた報告書一式(様式は別途検証受託者が指定する)

契約金額	総額で上限 2,000 万円（税込）としており、個社の金額は本公募への応募時に提出された見積書に基づき決定
見積対象	「納入成果物」作成に必要な費用 見積は「(費用に関すること)」を満たしていること

- ・ 採択後に、自治体との間で、本事業を遂行するための役割等を定めるための協定書等を交わすこととなることを理解していること。
- ・ 自治体において本事業に参加する検診施設等を確保することとしているため、導入先自治体決定後に検診施設数等の変更がある可能性があるが、自治体が選定した検診施設等に対して検診施設アプリ等必要な環境整備を行うことに合意すること。

(費用に関すること)

- ・ 本事業の成果物を作成するために必要な経費を対象に見積を作成すること。
- ・ 契約金額は検証受託者と採択事業者との間で合意した額とする。ただし、採択事業者が整備した環境や取りまとめ資料等に明らかな不備がある場合は、不備の程度により減額する場合がある。
- ・ 以下の経費は対象外とする。
 - PMH と連携するために必須ではない、自治体や検診施設等の個別の希望を踏まえての UI/UX 改善対応（ベンダ各社の競争領域に相当）にかかる経費
 - 先行実証事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
 - 契約期間の間に実施されない取組にかかる経費
 - 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

(5) 公募の対象

本公募における対象は、上記の要件を満たすことができることを採択条件とする。

(6) 採択事業者数

採択事業者数は、1 団体程度とし、確保している予算の範囲内で、応募状況と予算規模等に鑑み決定する。

第 3 応募手続

1 応募手続

以下の「(1) 資料請求」と「(2) 応募申請の提出」の2段階に分けて応募を受け付ける。

(1) 資料請求

① 必要な対応

- ・ 検証受託者のウェブサイト上のフォームより、資料入手に関する同意事項に同意できることを確認のうえ、資料請求すること。

② 提出期限

- ・ 令和8年5月22日（金）正午

③ 提出方法

- ・ 提出は、下記フォームにより提出期限までに行うこと。
- ・ 検証受託者のウェブサイトに記載されている内容（個人情報の取り扱い、資料請求に関する留意事項等）を理解した上で提出すること。
- ・ フォームでの提出が困難な場合は、個別に検証受託者に連絡すること。

【提出フォーム】

<https://questant.jp/q/7RB1SUVG>

【検証受託者のウェブサイト】

https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20260518_2.html

④ 資料請求に関する留意事項

- ・ 提供された資料・情報等は関係社外秘で取り扱うこと。
- ・ 提供された資料・情報等は不要になった段階で廃棄し、廃棄したことを証する書類を検証受託者に提出すること。
- ・ 提供された資料・情報等から得られた情報については、適切に管理し、提供を受けた時点から、契約の完了、若しくは中止、又は応募を辞退した後においても、守秘義務を負うものとする。

(2) 応募申請の提出

① 必要な対応

以下の資料を提出すること（いずれも様式は自由）

- ・ 見積書
 - ・ 実施計画書
- ※ 実施計画書では、システム概要に示された環境整備が可能

であること、公募要件を満たしていることを示すこと。(対応する検診種別、環境整備の体制、導入実績、協力体制等)

※ 「第3 2(1) 選定方法」の評価基準を踏まえ、当該内容を網羅した実施計画とすること。

※ 令和7年度実証採択団体の医療機関または検診施設で導入している自治体検診に係るシステムであり、当該システム導入に関して意思決定権または影響力を有する団体(例: 地域医師会等)の協力が得られていることがわかる証憑(メール画面等)のコピーを添付すること。

- ・ 検証受託者は、上記の資料以外にも、追加資料の提出等を求めたり、ヒアリング(オンライン想定)を実施したりする場合がある。

② 提出期限

- ・ 令和8年5月27日(水)正午

③ 提出方法

- ・ 「第5 公募要領に関する問い合わせ先・応募申請書類提出先」に記載する宛先に電子メール及びファイル添付により提出すること。
- ・ 送信メールの件名は、「【〇〇(事業者名)】応募申請(自治体検診事務デジタル化先行実証事業)」とすること。
- ・ 添付ファイルを含め、メールの容量が10MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ 検証受託者のウェブサイトに記載されている内容(個人情報の取扱い等)も理解した上で提出すること。
- ・ メール受領後、申請者に対して検証受託者からメールにより受領確認を送信する。送信後、1営業日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、検証受託者にメールにて照会すること。
- ・ 送信上の事故(未達等)について、検証受託者は一切の責任を負わない。

2 採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、以下の基準により選定し、予算額にあわせて採択する。

評価項目	評価基準
------	------

方法の妥当性、独創性	第2 2 (3)について、対応する内容が全て応募申請書に含まれているか。
	第2 2 (4)を全て満たすことが確認できるか。
	実施計画書に妥当性があり、検証受託者が定めるシステム概要を達成することが可能であると見込まれるか。
	自社のシステムが導入されている自治体において、自社のシステムの利用を含む検診全体の業務フローを理解しているか。
	本事業の目的に照らして、効果的と考えられる検診施設アプリを提供することが可能であると見込まれるか。
	現状の検診フローを踏まえた必要な機能を提案する能力を有しているか。
	見積額に妥当性があるか。
組織の経験・能力	令和7年度実証採択団体の検診施設等で導入されている自治体検診に係るシステムを取扱っているか。
	導入済みのシステムは広く普及しているか。

なお、(2)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや申請書に記載のある内容の修正等を求める場合がある。

(2) 申請内容の確認・修正

選定は、提出された書類に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。

また、必要に応じて、検証受託者と応募者との間で調整の上、提出された書類の内容について、検証受託者より修正の依頼等を行うことがある。

なお、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合がある。

(3) 採択

検証受託者は、採択したときは、応募者である事業者に対して速やかにその旨を内示する。

採択された内容については、契約時までには、必要に応じて検証受託者と採択事業者との間で調整の上、検証受託者にて修正等を行うことがある。

3 契約等

(1) 検診施設アプリベンダ、健康管理システムベンダ等との契約の締結

採択された内容を実施するため、検証受託者と採択事業者間で契約条件の最終的な調整を行った上で、本事業に係る契約を締結する。なお、契約内容は、厚生労働省と検証受託者の契約に準ずるため、原則、条項の変更はできない。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月末日までの日で検証受託者が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

検証受託者と採択事業者が締結する請負契約とする予定であるが、その詳細については、採択後に採択事業者に別途通知する。

第4 事業スケジュール

本事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和8年5月	実証参加事業者の公募開始
令和8年6月上旬	参加事業者への内示、契約開始
令和8年6月中	自社アプリの利用自治体の決定
令和8年8月中旬	内部結合テスト完了（歯周病検診、がん検診）
令和8年9月中旬	外部結合テスト完了（歯周病検診、がん検診）
令和8年10月中旬	総合テスト完了（歯周病検診、がん検診）
令和8年10月中旬	内部結合テスト完了（骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診）
令和8年11月中旬	外部結合テスト完了（骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診）
令和8年12月上旬	総合テスト完了（骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診）

※この間、実証は個別の事情に応じ順次実施

令和9年3月末 成果報告

※本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続して参加いただきたい。

第5 公募要領に関する問い合わせ先・応募申請書類提出先

問い合わせについては、以下に連絡すること。回答は、メールにて行う。

宛先：株式会社三菱総合研究所

自治体検診事務デジタル化先行実証事業受託者（検証受託者）

メール：jititaikensindx-jisseyou@ml.mri.co.jp